

広告物の表示・設置に対する措置

1.措置命令

維持や管理が適正でない広告物については、広告物の設置者又は管理者に対し、市からの改修等の必要な措置を命ぜられることがあります。

2.許可の取消し

許可の条件や措置命令に違反したり、虚偽の申請により許可を受けた場合は、市の許可を取り消されることがあります。

3.除却命令

違反広告物については、市から除却等の措置を命ぜられることがあります。
なお、違反広告物のうち、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等については、市が自ら除却する場合があります。

4.立入検査

広告物の設置者又は管理者は、必要な限度において市から資料の提出を求められ、又はその広告物のある土地若しくは建物に立ち入り、広告物の検査を受けることがあります。

5.罰則

次のいずれかに該当する場合は、罰則の適用を受けることがあります。

・ 除却命令に違反した場合	50万円以下の罰金
・ 許可が必要なのに許可を受けなかった場合 ・ 禁止地域や場所に広告物を設置した場合 ・ 期限を過ぎても広告物を除却しなかった場合	30万円以下の罰金
・ 立入検査を拒んだり、又は妨げた場合 等	20万円以下の罰金

